

令和6年5月1日

お客さま 各位

佐賀信用金庫

手形および小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、佐賀信用金庫では、手形および小切手の全面的な電子化に向けた取り組みとして、下記のとおり実施させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

今後も、より一層のサービス、利便性の向上に努めて参りますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

■ 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

政府が2021年6月に公表した「成長戦略実行計画」では、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれており、全国銀行協会ではこのことを受けて「2026年度末（令和9年3月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数ゼロにすること」を目標とする自主行動計画を策定しました。

こうした背景を踏まえ、弊金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向け、以下の取り組みを実施いたします。

なお、弊金庫におきましては電子的な決済手段として「しんきん電子記録債権サービス」、「しんきんインターネットバンキングサービス」をご用意しております。

サービス内容等詳細につきましては、お取引いただいております店舗へお問い合わせください。

1. 当座預金の新規口座開設の受付け停止

《 適用開始日：令和6年6月3日（月）以降 》

- 弊金庫における窓口等での当座預金の新規口座開設の受付けを停止します。
- ※ 既に当座預金口座をお持ちのお客さまには、引き続き口座のご利用は可能です。

2. 令和9年4月以降を期日とする手形・小切手等の取立受付けの停止

《 適用開始日：令和6年7月1日（月）以降 》

- 令和9年4月以降を期日とする手形等（令和9年4月以降を振出日とする先日付小切手も含みます）について、期日管理が必要となる代金取立の受付けを停止します。
- 該当の手形等をお持ちのお客さまで、代金取立をご希望される場合は、2024年6月28日（金）までにお取引店でお手続きください。
- 適用開始日以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金をお願い致します。

以上